

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日（木）午前8時55分から午前9時56分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（14名）

農業委員	7名
推進委員	7名
4. 欠席委員（1名）

農業委員	1名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 会長挨拶（会長）
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第24号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第25号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程7 議第26号山江村農用地利用集積等促進計画（第3次）に対する意見決定について
 - 日程8 議第27号令和7年度最適化活動の目標の設定等の承認について
 - 日程9 その他
 - 日程8 今後の行事
 - 日程9 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

7. 会議の概要

事務局長	それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。 山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は7名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和7年4月期の農業委員会総会を開会いたします。 日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。
会長	(会長挨拶)
事務局長	次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。 (なしの声)
事務局長	ないようでしたらそれでは次に進みたいと思います。 日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いしたいと思います。
議長	はい。これより、議事に入ります。まず、日程4議事録署名委員の指名について。山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は2番職務代理人、3番農業委員にお願いいたします。次に日程5、議第24号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、議第24号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第24号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和7年4月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページまでが、解約通知書と合意解約書等の写しです。土地につきましては、(所在地について説明)他2筆、地目は全て畑、面積が合計1,985㎡となっております。4ページに地籍図を添付しておりますので、ご覧ください。解約の目的につきましては合意による解約でございます。以上でございます。
議長	はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入

ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

議長

6番農業委員、何かありますか。

6番農業委員

いえ、ありません。

議長

質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第24号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第24号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第25号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第25号について説明をいたします。総会資料5ページをご覧ください。議第25号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和7年4月10日提出、山江村農業委員会会長。続きまして6ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請書の内容でございます。(申請内容について説明)。申請地の農地区分につきましては、生産性の低い小集団の農地であることから、「第2種農地」と判断をしております。8ページから9ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては譲渡人の代理の方、仲介されました不動産会社の職員の方2名、担当農業委員と担当推進委員と共に4月3日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、6番農業委員から補足

説明をお願いします。

6 番農業委員

はい。4 月 3 日午前 9 時 20 分より、立会いを行いました。立会いには、譲受人の方は欠席をされており、奥様が同行されてます。譲渡人の本人も欠席され、実の母親が代わりに出席されております。それと仲介業者、不動産 2 名と事務局と担当推進委員と私の 7 名で行いました。(場所について説明)。現在は〇町にある農業法人の方が耕作をされておりますが、今後の支障はないと考えております。それと、農地に入る道がありますね、建設によって塞がりますので、新たに農地に入る進路を確保していただけるように要望はしております。面積に関しては 675 m²となっておりますが、住宅と事務所を建てるという事です。以上で説明を終わります。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

8 番農業委員

はい。すみません。

議長

はい。8 番農業委員。

8 番農業委員

事務所て、お仕事は何を。

事務局長

はい。保険会社と聞いております。

8 番農業委員

ありがとうございます。すみません。

議長

他にございませんか。

会長職務代理者

よかですか。

議長

はい。〇〇委員

会長職務代理者

下水道はあつとですかね。

事務局長	下水道はですね、村の下水道に繋ぐということです。水道につきましては建設課と協議をされたところですが、ちょっと近くはないというのもありまして、今のところは井戸を検討されているというところでした。
議長	よろしいですか。
会長職務代理者	はい。
議長	他にございませんか。
4 番農業委員	はい。
議長	4 番農業委員。
4 番農業委員	周りは従前のとおり農地としては今後も活用されるということですか。
議長	はい。事務局。
事務局長	譲渡人の方ですね、また貸借をされると思います。8 ページの地図ではですね6 筆くらいに分かれてるんですが、ここを申請される時にですね、6 筆を合筆されまして、9 ページの赤枠の所だけですね分筆をして実際は畑と宅地ということで分かれております。今後も農地としてですね残りの残地の分は管理していくということを聞いております。
議長	よろしいですか。
4 番農業委員	はい。
議長	他にございませんか。推進委員の方からの意見も結構ですので、どなたかありませんか。
議長	どなたでも結構です。他にございませんか。
	(なしの声)
議長	推進委員の方、ございませんか。

(なしの声)

議長

農業委員の方、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第25号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第25号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程7、議第26号「山江村農用地利用集積等促進計画（第3次）に対する意見決定について」を議題とします。議事に入る前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。会長職務代理者が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで会長職務代理者の退席を求めます。

会長職務代理者退席（9時11分）

議長

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局長

それでは、議第26号についてご説明をいたします。総会資料の10ページをお開きください。議第26号「山江村農用地利用集積等促進計画（第3次）に対する意見決定について」令和7年山江村農用地利用集積等促進計画（第3次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和7年4月10日提出、山江村農業委員会会長。11ページと12ページが意見書の写しとなっております。13ページが総括表となっております。14ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年から20年、公社と借り手は5年から18年7ヶ月の契約となっております。借り手の経営面積は記載のとおりです。

次に、15ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回、利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は新規設定4件、再配分1件の合計5件で、総面積は

30,627 m²でございます。

それでは、賃借権の新規設定1件6筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。16ページ並びに18ページをご覧ください。(申請内容について説明)。19ページから21ページまでに地籍図及び現況写真を付けております。22ページに調査書を付けております。現地調査につきましては、貸し手の方、借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、4月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員

はい、では説明させていただきます。4月3日午前9時より、貸し手の方、借り手の方立会いのもと担当推進委員、事務局長、私の方の立会いで現地を確認しております。(場所について説明)。従前と同じように水稻の作付を行うということで話を伺っております。特に問題はないと思いますけれども、慎重審議の方をよろしくお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

議長

はい。6番農業委員。

6番農業委員

この物納ですけど、30kg×〇〇袋になってるんですけど確認して、これで大丈夫ですか。

議長

事務局。

事務局長

物納のこのとおりだと思いますが。書いてあるように。

6番農業委員

多いような気もするなと思ってですね。当人達で確認されてればいいんですけど。記入ミスであれば。

〇〇推進委員

賃料からすればこんくらいにはなっですよね。今の値段じゃなかですよ。前の値段ですよ。安か時の値段ですよ。〇〇万いくかいにか

	で払ってますよ私。
6 番農業委員	じゃあ妥当なところで。
〇〇推進委員	前の値段でしょうね。今の値段じゃなく。今、高っかじゃなかですか。6 千円とかそのくらいの値段じゃなかかなと思うとですけど。
6 番農業委員	当人がそれで了解してますって言われればそれでよかですけど。今の値段からしたら多かなと思って。
〇〇推進委員	たぶん 6 千円くらいの値段で計算しとつとでしょうね。今だったらもう大変なことになる。
6 番農業委員	新規の契約されるから、今の値段じゃないと困るかなと思って。逆に思ったんですよ。
〇〇推進委員	分かんなんですもんね。今年、逆に皆たくさん作って今度は余るという話も出とつとすからね。
6 番農業委員	当人さん達が納得されてればそれで別にいいんですけど。
事務局長	はい。これで納得してされてるということでした。
6 番農業委員	了解しました。
議長	よろしいですか。
6 番農業委員	はい。
議長	他にございませんか。
	(なしの声)
議長	推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。
	(なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。
	(なしの声)

議長

はい。それでは、質疑・意見がないようですので、採決をいたします。
新規設定 1 件 6 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 6 筆分については原案のとおり決定いたします。農業委員会第 3 1 条「議事参与の制限」の規定に係る案件の審議が終了しましたので、会長職務代理者の入室を認めます。

会長職務代理者着席（9 時 2 0 分）

議長

続きまして、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。2 3 ページ並びに 2 4 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。2 5 ページから 2 6 ページまでに地籍図と現況写真を、2 7 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、4 月 3 日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、補足説明をいたします。4 月 3 日午前 9 時 3 0 分頃より、出し手の方、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の 5 名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は、受け手の方により飼料作物を作付けされております。これからも飼料作物を作って管理していきたいということでございます。問題はないと思いますが慎重審議をよろしく願います。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

次の案件につきましては、14 ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。3 番と 4 番の借り手が同一となっておりますので、3 番と 4 番の案件につきまして一括で審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

はい。それでは、賃借権の新規設定 2 件 3 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定 2 件 3 筆分についてご説明いたします。
賃借権の新規設定に係る申請でございます。28 ページ並びに 30 ページをご覧ください。(1 件目申請内容について説明)。

次に、29 ページ並びに 30 ページをご覧ください。(2 件目申請内容について説明)。31 ページから 34 ページまでに地籍図と現況写真を、35 ページと 36 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、1 件目の貸し手の方、2 件目の貸し手の代理の方、借り手の方、それと担当農業委員と担当推進委員とともに、同じく 4 月 3 日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員	それでは、説明いたします。4月3日午前9時50分頃より、出し手の方、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の6名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は飼料作物を作付けされており、これからも飼料作物を耕作して管理されとのこと。問題はないと思います。慎重な審議をお願いいたします。
議長	はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。
担当推進委員	ありません。
議長	はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。 (なしの声)
議長	推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。
担当推進委員	すみません、一ついいですか。
議長	はい。〇〇推進委員。
〇〇推進委員	教えてください。14ページですね、農地利用の集積等の促進計画における利用権の設定等状況一覧表の中の3番目と4番目の方の右側の合計のア＋イの所は、これは表現的にはこういう表現になるんですか。意味はどういう意味があつとですか。もともと借り手の方の現経営面積というのが45,962ということで2筆の分が合計されてるんですけど、この合計の意味は、この借り手の方の総面積で分かるんだったらこの表現じゃない方がいいんじゃないかなと思ったんですが。
事務局長	はい。ご指摘のとおりだと思います。5,000㎡くらい、足しますので4番目は面積が51,148㎡になり、合計もそれをして変わってくると思いますが、農政の方に言って修正をお願いしたいと思います。すみません、ご指摘ありがとうございました。
議長	はい。よろしいですか。
〇〇推進委員	はい。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定2件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定2件3筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の再配分1件3筆分について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の再配分1件3筆分についてご説明いたします。賃借権の再配分に係る申請でございます。ページ戻りますけど、14ページをご覧ください。(申請内容について説明)。38ページから39ページまでに地籍図と現況写真を、それから40ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、借り手の方、お見えでありませんでした。貸し手の方につきましては、電話で内容を確認しております。担当農業委員と担当推進委員とともに、4月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、補足説明をいたします。4月3日、10時10分頃より、出し手の方、受け手の方は欠席でございましたが、事務局長、担当推進委員、私の3名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現地は現在、更地になってますが受け手の方により耕うんをしてあり管理してあるようでございます。問題はないと思います。慎重な審議をお願いい

	たします。
議長	続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。
担当推進委員	ありません。
議長	はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。
議長	はい。6番農業委員。
6番農業委員	15ページですね、備考欄、初回支払日が2029年となっております、これまで支払われないのかというのが一点と、整地が必要な為と書いてあります、これは圃場が壊れてるんですか、それとも何かあるのかなと。大きくしたり。参考までに。
議長	事務局よろしいですか。
事務局長	確認します。
議長	しばらくお待ちください。
事務局長	はい、すみません。39ページの写真を見ていただいたらですね、確認したところ②と③のところにまだ竹がありますけれども、竹の根っことか石とかがあって、まだ収穫ができないということで、まだ整地をしなければいけないということで5年間、29年の12月まで無償で、人件費とか燃料代とかかかるので支払いをしないということで公社もそういう制度ができるので、それを利用して貸借をするというようなことでございました。
議長	よろしいですか。
6番農業委員	はい。前の会社の件があったですね。分かりました。
議長	はい。他にございませんか。
議長	推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。
	(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再配分設定 1 件 3 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再配分 1 件 3 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 8、議第 27 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第 27 号についてご説明いたします。総会資料の 41 ページをお開きください。議第 27 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の承認について」令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、承認を求める。令和 7 年 4 月 10 日提出、山江村農業委員会会長。

42 ページから 44 ページをご覧ください。令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の計画（案）内容でございます。これまでの農業委員会の事務につきましては、目標の設定、点検、評価、公表を行ってきておりますが、農業委員会等に関する法律の改正により、最重要事項である「農地等の利用の最適化の推進」について、さらに深掘して、対外的に活動の見える化が図られるようにと、令和 5 年度より毎年目標を立てることが必要となりました。今年度の計画目標内容は、昨年度の各委員さん方の最適化活動や事業実績を基本に立てておりますが、44 ページをご覧ください。44 ページの中ほどにあります、最適化活動の活動目標で、日数目標 1 人当たりの活動日数を昨年度同様、月 6 日としております。この中には中立委員も含まれておりますのでよろしくお願いします。内容を見ていただきますとわかりますように、昨年度と大きくは変更しておりません。朱書きの部分が今回変更になっているところです。今後、熊本県へ提出いたしますが、その段階で数値に修正が入ることもありますが、その点も含めご了承いただければと思います。一応、県の農業会議にはですね、ヒアリングという形でこの形で持っては行っております。今年度の活動日数目標を 6 日としておりますが、6 年度の実績につきましては、平均が 1.68 日となっております、個人の差が大

きく、こまめに活動状況を記録して提出していただいている方と、やられてはいるんですが記録が残ってないというような差がみられます。令和7年度におきましてはですね、さらに活動記録の記入の徹底をお願いしたいと思っております。計画にいたしましては以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。皆さん、どなたでも結構ですので、ご意見・ご質問あったらお願いいたします。

6 番農業委員

一つ確認をしていいですか。

議長

はい。6 番農業委員。

6 番農業委員

第2項のですね、農家・農地等の概要であるんですけども、ここの一番右の欄、農業参入法人、集落営農経営とかあるんですけど、〇〇とか入らんとですか。唯一の山江の農業法人ですけど。農業委員会調べて書いてあるけん余計ですね。

事務局長

昨年と変わっていないかなと思ってそのままにしておりますが、そこは確認します。もし修正があった場合はそこに、〇〇さんがどこに入っているのか確認する必要もありますので、それを見て修正があれば訂正をさせていただきます。

議長

よろしいですか。

6 番農業委員

はい。

議長

他にございませんか。

〇〇推進委員

すみません。

議長

はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員

今のところで基本構想到達者でどんな人達ですか。

議長

事務局お願いします。

事務局長

これは、農政から上がってくる数値で認定農業者のある程度の規模を、借りたりとかしてですね、耕地面積を持っていっちゃって、機械をお

持ちの方でというような方がその方になっていると思います。

議長

よろしいですか。

〇〇推進委員

はい。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

あくまでも、この活動目標で行っていくということでよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長

質疑・意見なかったら、採決をいたします。議第２７号「令和７年度最適化活動の目標の設定等の承認について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第２７号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程９「その他」となっております。事務局より報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長

「その他」について説明。
○ホームページ用議事録
○活動記録表の徹底について
○令和６年度第４四半期報酬の支払いについて
○広報誌「でんえん」の配布について
○自主研修について

議長

皆さんから他にありませんでしょうか。何かありましたら総会の終了後でも結構ですので事務局の方にお尋ねしていただきたいと思います。

議長

次に日程１０「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

はい。それでは、日程 1 1 「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会 4 月期総会を閉会いたします。どうも
お疲れ様でした。

令和 7 年 4 月 10 日(木)午前 9 時 56 分終了

議長_____

委員_____

委員_____